

ワーク・ライフ・バランス憲章（案）

〔いま何故ワーク・ライフ・バランスか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなど仕事以外の生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜び、は倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・ 安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
 - ・ 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
 - ・ 仕事と子育ての二者択一を迫られる、
 - ・ 仕事が忙しく老親の介護をすることができない、
- など仕事と仕事以外の生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化）

その背景としては、グローバル化などに伴う競争の激化や長期的な経済の低迷、サービス経済化など産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、ライフスタイルも変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々のライフスタイルが多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような「働き方」は、結婚や子育てに関する人々の希望を実現し

にくいものにするとともに、「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくしている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題の一つの帰結が少子化であり、人口減少へと繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な選択肢を可能とするワーク・ライフ・バランスの必要性）

我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、社会全体の持続可能性を確保する取組である。

働き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人のライフスタイルやライフステージに応じて仕事と仕事以外の生活の調和ができるように多様な働き方の選択を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものである。

（明日への投資）

ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組のメリットは大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、ワーク・ライフ・バランス実現に官民一体となって取り組んでいくため、本憲章を定める。

〔ワーク・ライフ・バランスが実現した社会の姿〕

- 1 ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、ライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚し、子供を持つことができるなど暮らしの経済的基盤が確保ができる。

仕事以外の時間が確保され、健康で豊かな生活ができる社会

仕事以外の時間が確保でき、働く人々の健康が保持され、家族や地域・友人などとの充実した時間や自己啓発のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

多様な働き方・生き方が選択できる社会

子育てに取り組む時期や親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも適正な処遇が確保される。また、働く意欲のある女性や高齢者が働くことができる。

〔関係者が果たすべき役割〕

- 2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や自治体が支援することが重要である。主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、行動指針で定めることとする。

（企業と働く者）

- (1) 企業とそこで働く者は、ワーク・ライフ・バランスへの取組を自らにとっての「明日への投資」ととらえ、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

- (2) 国民の一人ひとりが自らのワーク・ライフ・バランスの在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

- (3) 国民全体のワーク・ライフ・バランスの実現は、社会の持続可能性を確保する上で不可欠であることから、国は、企業や働く者の自主的取組を基本としつつ、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方自治体）

- (4) ワーク・ライフ・バランスの現状やニーズは地域によって異なることから、その推進に際しては、地方自治体が自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図る。